

## 環境報告書ガイドライン2003年度版(案)に対する意見の概要及び意見に対する対応の考え方

番号	項目	指摘箇所	意見	対応の考え方
1	共通		社会的側面の記載項目に関して今後の充実を期待。	今後、社会的側面の記載項目に関しても充実を図っていきたい。
2			ガイドラインの情報は 必須項目、 掲載が望ましい項目、 参考情報として掲載するものに分け、 ・ については環境報告書を充実させる際の参考にすると位置付けるべきであり、強制力がないことを明らかにすべき。	環境報告書の記載内容については、それぞれの事業者が業種・業態、規模、環境負荷の状況等を勘案して自主的に決定すべきものであると考えられることから、本ガイドラインでは、記載することが重要と考えられる25項目を示し、25項目毎に記載が望ましいと考えられる情報を列挙することとし、事業者の選択に委ねた。
3			重要という表現を用いるのであれば、何故重要なのかも含めて記載することが望ましい。	ガイドラインの目的と内容の節に、記載が望ましいと考えられる25項目を取り上げた理由をあげるとともに、各項目毎に、何故、重要と考えられるかについての解説を示した。
4			ガイドラインは簡潔に全ての業種業態規模の企業においても該当するような内容にすべき。	環境報告書の記載内容については、それぞれの事業者が業種・業態、規模、環境負荷の状況等を勘案して自主的に決定すべきものであると考えられることから、本ガイドラインでは、記載することが重要と考えられる25項目を示し、25項目毎に記載が望ましいと考えられる情報を列挙することとし、事業者の選択に委ねた。
5			ガイドラインは(一般的に)基本線, 指導目標, 現代用語 の意味であり、本ガイドラインは基本線ではないので、ガイドラインという名称はふさわしくない。	これまでもガイドラインという名称を用いている。
6	序 1. ガイドライン改訂の趣旨	下から10行目「～ガイドライン2002」等を参考にしました。	「等」ではなく具体的に記載すべき。参考にしたガイドラインは事業者にとっても参考となるため。	「等」を削除する。

## 環境報告書ガイドライン2003年度版(案)に対する意見の概要及び意見に対する対応の考え方

番号	項目	指摘箇所	意見	対応の考え方
7	序 2. ガイドラインの目的と内容	上から12行目「事業者の社会的説明責任の観点～」	社会的説明責任は「環境に関する」と限定すべき。また、持続可能性報告書とは性格が異なる媒体であり、区別すべき。	環境報告書と、持続可能性報告書及び社会・環境（CSR）報告書等は、実務的には全く別のものでなく、環境報告書の発展の流れの中にあるものもある。事実、多くの事業者においては、環境報告書に社会的側面を付け加えることからその取組が始まっている。本ガイドラインにおいては、そのような実務の発展の歴史を踏まえ、環境報告書の一項目として「社会的取組の状況」を新設することとした。したがって、社会的説明責任も「環境に関する」ものに限定されるべきではないと考える。
8		上から8行目他「記載が望ましいと考えられる情報」	「記載することが望ましいと考えられる情報」等に言い回しを統一すべき。	ご指摘の通り修文する。
9		中央付近「環境報告書に必要と考えられる項目」	必要な項目がなにかが整理されてない。「必要と考えられる」とは、必要なのか、望ましいのか。	ご指摘を踏まえ修文する。
10		下から6行目「各項目及び各項目内の情報の記載の順番を規定～」	「各項目及び各項目内の情報の具体的な記載の仕方や記載の順番を規定～」に修正。	ご指摘のを踏まえ修文する。
11		下から5行目「それぞれの事業者の特性に応じた創意工夫～」	「それぞれの業種および事業者の特性に応じた創意工夫～」に修正。	「事業者の特性」に業種も含まれている。

## 環境報告書ガイドライン2003年度版(案)に対する意見の概要及び意見に対する対応の考え方

番号	項目	指摘箇所	意見	対応の考え方
12	序 3 . ガイドラインの対象	1行目～10行目「環境報告書は～良いと考えています」	「環境報告書は、将来的には、全ての事業者が作成・公表していくことが望まれます。このガイドラインでは、環境報告書を作成する全ての企業を対象にしています。このガイドラインを参考に可能なところから、可能な範囲で段階的に取り組んでいただければ良いと考えています。」に修正すべき。ガイドラインの対象は広く環境報告書を作成しようとする企業とすべき。	ご指摘を踏まえ修文する。
13		上から14行目「こちらも参考にしてください」	環境報告書と環境活動レポートの関係がわからない。ここにP6の環境活動レポートの記載をまとめる方が良い。	ご指摘を踏まえ修文する。なお、環境活動評価プログラムについては、資料編に記載する。
14	序 4 . 創意工夫の勧め	解説より3行上「二つの点」	二つの点に創意工夫が含まれるので、「各事業者の創意工夫が大切です。」及び「各事業者の特色が反映された」を削除。	ご指摘を踏まえ修文する。
15		下から6行目「対照表を添付するとともに～付記して下さい。」	「対照表を添付して下さい」とすべき。25項目は望ましい記載項目と位置付けておきながら、記載できないものに理由を求めるのは不自然。	対照表を添付する場合は、あくまでも本ガイドラインに準拠して環境報告書を作成し、その旨を環境報告書に明記した場合である。また、記載できない理由を記さなければ、なぜ、記載が無いのか読者には正確に伝わらないと考えられる。ただし、対照表の記載は必須ではない。
16	第1部 1 . 環境報告書の定義		一文が長すぎて、理解しにくい。重要なポイントを箇条書きにする等の工夫が必要。	ご指摘を踏まえ修文する。
17		中段「したがって、企業の社会的責任～含まれます。」	「CSR報告書」も「環境報告書」であると読めるが、そうではないことを明確に表現すべき。ガイドラインはあくまでも環境報告書ガイドラインである。持続可能性に関する内容を含めることになった経緯を明らかにすべき。	多くの事業者においては、環境報告書に社会的側面を付け加えることからその取組が始まっており、本ガイドラインにおいては、そのような実務の発展の歴史を踏まえ、環境報告書を定義した。

## 環境報告書ガイドライン2003年度版(案)に対する意見の概要及び意見に対する対応の考え方

番号	項目	指摘箇所	意見	対応の考え方
18		上から1行目「環境活動レポート」	削除すべき。別にエコアクション21に基づく「環境活動レポート」の要件も認めるのはダブルスタンダードになる。	環境報告書の定義は、ここで定義したように幅広く捉えており、その点で環境活動評価プログラムに基づく中小事業者の「環境活動レポート」も環境報告書に含まれる。
19	第1部 2. 環境報告書の基本的機能		環境報告書の“コミュニケーションツール”としての重要性が増している中、現行ガイドラインと同様に、コミュニケーションツールとしての記載が必要。	3つの外部機能の全体で、事業者と社会とのコミュニケーションツールとしての機能を果たすものと考えられる。この点をより正確に表すため「外部機能には、事業者と社会との環境コミュニケーションツールとして、次の三つの機能があります。」と修文する。
20		枠内の「ツール」	解説とあわせて「機能」という表現に修正。	ご指摘の通り修文する。
21		枠内の「事業者の社会との～環境活動推進ツール」	削除すべき。誓約的な意味を持たずには、システムの保証が必要と思うが現状その枠組みがなく、また、ISO14001の枠組みと重複するので記述するのは時期尚早。	環境報告書は、単に環境への取組の状況を記載するだけでなく、目標や計画も記載されるべきものである。そのような目標や計画の管理、さらには達成のためには、当然のことながら一定のシステムが必要となる。逆に言えば適切なシステム無きところに環境報告書の作成もまた有り得ないとする。また、国際的に見てもGRIガイドラインの中で「報告書の主要要素を表す最高経営責任者の声明」の1項目として「報告書内容の強調部分と目標へのコミットメント」をあげている。さらに、社会的説明責任の背景には、その履行に対する社会的な責任が含まれているとも考えられる。以上のことから環境報告書の重要な機能の一つとして「事業者の社会とのプレッジ・アンド・レビューによる環境活動推進のための機能」があると考えられる。
22		枠内の「内部機能」	削除すべき。基本的機能4として内部機能を付加するのは筋違い。その機能があることは認めるが、あえて書く内容でない。利害関係者として社員を位置付けても実際は記載内容がかなり異なるので別物とした方がよい。	ご指摘のように環境報告書には内部機能が明確にある。本ガイドラインは事業者の方々の環境報告書作成に当たっての実務の手引きとなるよう作成したものであり、したがって、内部機能も環境報告書の重要な機能の一つとして捉えている。

## 環境報告書ガイドライン2003年度版(案)に対する意見の概要及び意見に対する対応の考え方

番号	項目	指摘箇所	意見	対応の考え方
23		中段「解説：利害関係者～提供する機能」	PR的要素が否定されることは問題だが、環境改善を謳う以上、特にエネルギー関連については、温室効果ガス排出量の評価との関係も深く、統一が求められる。	ご意見として参考にさせていただきたい。
24		中段「近年、欧米において～考えられます」	削除すべき。サステナビリティ報告書は別に定めるべき。	多くの事業者においては、環境報告書に社会的側面を付け加えることからその取組が始まっており、本ガイドラインにおいては、そのような実務の発展の歴史を踏まえ、環境報告書を定義した。
25		下から16行目「環境と経済の融合」	「環境と経済の統合」に修正。	ご指摘の通り修文する。
26	第1部 3. 報告書の一般的報告原則	中段「3. 環境報告書の一般的報告原則」の枠内「以下に示す5つの～報告書とは言えず」	比較容易性は実際にはまだ困難であり、この5つの要件を満たさないものは環境報告書といえないという部分は削除すべき。	比較容易性は環境報告書の一般的原則として必要不可欠のものであり、GRIガイドラインでも取り上げられているが、ご指摘の趣旨を踏まえ「環境報告書とは言えず」との表現は削除する。
27	目的適合性	下から3行目「主たる対象によって報告の内容が異なってくる～」	利害関係者のニーズによって内容が異なると言いながら、P9の下から14行目に「多くの利害関係者に受け入れられ～」とあるような網羅性を求めている。論旨一貫してないので修正が必要。	ご指摘を踏まえ修文する。
28		上から8行目「利害関係者の判断に与える影響の重要性」	読者ニーズを把握するのが容易ではなく、重要性を判断することは難しい。したがって、安易に「情報の省略を認められます」と記載するのは相応しくない。	ご指摘を踏まえ修文する。

## 環境報告書ガイドライン2003年度版(案)に対する意見の概要及び意見に対する対応の考え方

番号	項目	指摘箇所	意見	対応の考え方
29	信頼性		正確性・実質性・網羅性・中立性の説明に過ぎなく、ここは、これらを高めるための方策の解説が望まれる。そこで、現在の第三者検証や、試行予定の環境報告書審査登録制度等について触れることが望まれる。	別途、資料編において、信頼性確保のための手法等についても解説する。
30		枠の1行下「中立性」	「中立性」を削除すべき。企業が自身の事業活動についての「中立的」表現などできようはずがない。	ご指摘の趣旨は理解できるが、意図的に偏った表現をしないよう務めることは重要な原則の一つであると考えられ、事業者がそのような原則を理解し、それに向けて努力することが重要である。GRIガイドラインにおいても中立性を原則の一つとして取り上げている。
31		枠の1行下「網羅性」	『網羅』の意味合いは、記載を拘束する意味合いが強く、『望ましい項目』であれば、『記載』もしくは『適切な記載』程度でもよいのではないか。	必要な項目を漏れなく網羅することは、環境報告書の重要な原則の一つであると考えられる。GRIガイドラインにおいても網羅性を原則の一つとして取り上げている。
32		下から7行目「一般に公正妥当と～基準に準拠して作成」	公正妥当性はどのように決定されているのか。もし、客観的定義が困難であれば、ガイドラインは所詮ガイドラインと位置付けが適切ではないか。また、ガイドラインも「一般に公正妥当」という概念に入るのであれば、「環境報告書作成基準(案)」と2種類ある意義が不明確である。	一般に公正妥当と認められるかどうかは、当該基準の普及状況(多くの事業者、利害関係者に認められ、利用されているか)、及び基準の作られ方(多くの利害関係者の意見を踏まえ、民主的な手続により決定されたか)等によると思われる。当然、複数の基準がそれに該当する場合もあると考えられるとともに、それぞれの基準の目的の違い等によっても複数の基準が並立すると考えられる。本ガイドライン及び環境報告書作成基準は、それぞれ目的が異なり、その点においてダブルスタンダードではないと思料する。また、本ガイドライン及び環境報告書作成基準が公正妥当な基準と認められるよう、その策定のための手続を適正に行い、普及を図って参りたい。
33	理解容易性	上から1行目「理解容易性」	理解容易性は“情報”か“表現”のいずれが対象か明らかにすべき。	環境報告書に記載された情報が理解容易であるための一つの要素として表現方法も重要であると考え、一部にわかりにくい表現があるため、ご指摘の趣旨を踏まえ修文する。

## 環境報告書ガイドライン2003年度版(案)に対する意見の概要及び意見に対する対応の考え方

番号	項目	指摘箇所	意見	対応の考え方
34	理解容易性	上から17行目 「必ず実数値でも記載する事が望まれます」	「定性的な活動や指数でしか表現できない活動結果でも、広くその活動を社会に伝えることが重要である」に修正すべき。建設業の場合は、把握が困難な場合や年度絶対比較が適切でないことも多い。	ご指摘を踏まえ修文する。
35		上から2行目 「比較容易性の解説」	世界全体、日本全体、業界全体と自社の数値を併記するなど、共通のベースを出すような工夫が必要。	ご指摘を踏まえ修文する。
36		上から3行目 「多岐の項目～困難です」	多岐の項目と比較容易性は関係ない。	ご指摘の通り修文する。
37		上から5行目 「本ガイドラインを含め～情報となります」	準拠してもバウンダリーが違えば比較不可。「比較の基礎となる情報」と「比較容易」との関係を説明すべき。	ご指摘を踏まえ修文する。
38	検証可能性	上から8行目 「また、事業者の～困難となります」	比較のベースを揃え、前提を明らかにした上で情報開示を行うべき。中立公正な判断につながる正規化された指標の検討が必要。また、製品の環境負荷を記載し、消費者自らの活動が環境に大きな負荷を与えていることを認識させる。	ご意見として参考にさせていただきたい。
39		上から10行目 「比較容易で～参照すること・・・」	数値データの比較は不可でも、他の事業者の様々な取組は参照可能。	そのような趣旨の文章となっている。
40		上から13行目 「測定方法」	理化学的な分析手法と解釈されるので「算定方法」に修正。	ご指摘の通り修文する。
41		中段「検証可能性」	この原則と「環境報告書審査登録制度」の関連を示すべき。現在、検証、審査、保証など様々な用語が使用されており、一般にはわかりにくい。	環境報告書に記載された情報が客観的な立場から検証可能であることは、広く環境報告書に求められる一般的な原則であると考えている。

## 環境報告書ガイドライン2003年度版(案)に対する意見の概要及び意見に対する対応の考え方

番号	項目	指摘箇所	意見	対応の考え方
42	第1部 4 . 報告に当た るの基本的 要件	「解説」	環境パフォーマンスガイドラインでは、企業グループ全体をバウンダリーにすることが望ましいとされたので、整合性を説明すべき。	ご指摘を踏まえ修文する。
43	第2部 1 . 環境報告書 の全体構成	上から1行目 「5) 社会的 取組の状況」～	囲みと解説の内容が不一致。解説は、社会的側面に関する環境報告の内容にする。	解説は、「社会的取組の状況」に関する解説ではなく、第2部第1節全体に関する解説である。ただ、その点が若干わかりにくいので、修文する。
44		下から13行目 「それぞれの 事業者の状況 を踏まえて取 捨選択する等 、柔軟な対応 を図ってくだ さい。」	事業者の状況を踏まえてある項目を公表しないとした場合に、p.3の下から5行目に記したようにその理由を記す必要があるのか。	本ガイドラインに準拠して環境報告書を作成し、その旨を記載する場合には、記載しなかった項目については、理由を記す必要があると考える。
45	第2部 2 . 環境報告書 の記載項目 と情報	上から10行目 「記載する ことが望まし い～」	項目が多すぎ。「オ」と「コ」の相違はわかりにくく、また「ク」のように審査を受審したことを記載する意義はあるのか。	ご指摘を踏まえ、「オ」と「コ」は統合する。「ク」については、環境報告書の審査を受けたことについては、重要な情報の一つであり記載する意義があると考ええる。
46	報告にあ たるとの基 本的要件	中段「報告 に当たると の基本的 要件」	に関する情報は、特定のわかりやすい場所、例えば表紙か表紙裏等に記すことを求めた方がよい。	ご指摘を踏まえ、解説においてわかりやすい場所に記載することに言及する。
47		下から12行目 「～範囲を 記載する。）」	以下の文章を追加する。「特に連結決算対象組織の一部を報告対象に含む場合は、連結決算対象組織との異同を会社名を挙げて記すことが望ましい。主要な会社名を挙げて「その他・・社」という表現では、データの会社間比較容易性の面で障害となる。また、それらの会社についてトピックス(囲み記事)のみを扱っているのか、パフォーマンスデータも集計しているのか、後者の場合はどのパフォーマンスデータを集計しているのかを明確にするのが望ましい。 )。	ご指摘を踏まえ、解説において補足する。



## 環境報告書ガイドライン2003年度版(案)に対する意見の概要及び意見に対する対応の考え方

番号	項目	指摘箇所	意見	対応の考え方
48	事業の概況	下から3行目 「キ．ホームページのURL」	「キ．ホームページ（HP）のURL（環境報告書がHPにも記載されているときはその旨を、またより詳しい情報がHPにしるされている場合はその旨を記す）」に修正。	ご指摘の趣旨を踏まえ、解説において補足する。
49		下から2行目 「ク．主な～」	「ク．CD-ROM、データ集等（環境報告書に関するデータを別媒体で発行している場合は、その内容と入手方法を記す。）」に修正。	ご指摘の趣旨を踏まえ、解説において補足する。
50		下から2行目 「ISO14001認証取事業者」	「ISO14001認証取得事業者」に修正。	ご指摘の通り修文する。
51	事業活動への環境配慮の組込に関する目標、計画及び実績等の総括	上から10行目 「記載することが望ましいと考えられる情報」	「企業経営における位置付け、コーポレートガバナンスとの関連」を追加すべき。ガイドラインが「環境保全」からより企業経営への組み込みを意識した「環境配慮」と変化しているため。	ではなく、の環境配慮の方針の中で、ご指摘の趣旨を踏まえ修文する。
52		上から14行目 「エ．従業員数（少なくとも～）」	「エ．従業員数（正社員数・・・）」に修正。	詳細な内訳は25に含めている。
53		上から4行目 「記載することが望ましいと考えられる情報の「ス」	「環境効率性を表す指標の具体例または使用するのが望ましい指標例を「解説」に提示。	「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン - 2002年度版 -」（平成15年4月環境省）の参考資料を参照していただきたい。

## 環境報告書ガイドライン2003年度版(案)に対する意見の概要及び意見に対する対応の考え方

番号	項目	指摘箇所	意見	対応の考え方
54		上から4行目 「記載することが望ましいと考えられる情報」の「セ」	「異なる環境負荷指標を統合した指標」の具体例または使用するのが望ましい指標例を「解説」に提示すべき。	「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン - 2002年度版 - 」(平成15年4月環境省)の参考資料を参照していただきたい。
55		下から15行目 「記載することが望ましいと考えられる情報」	「環境会計数値の自己評価」を追加すべき。環境会計の一覧表が記述されていても、実際の企業活動とどれぐらいリンクしているのか不明のため。	の「キ」に含まれている。
56			「環境会計導入の目的や利用方法」を追加すべき。一般読者には理解しにくい情報であり、“理解容易性”等の観点から追加すべきと考える。	ご指摘を踏まえ、解説を修文する。
57	環境マネジメントシステムの状況	3) 環境マネジメントシステムの状況( ~ 全ての解説)	すべてに“事業特性に応じた を具体的に記載することが望まれます”と記載されているが、事業特性に応じた記載は大前提のこととしてまとめる等の簡素化が必要。	各項目を単独に参照する場合も想定されるため、それぞれの項目に重複して記載している。
58	環境に配慮した新技術等の研究開発の状況	上から1/3 「事業活動への環境配慮の取込・取組」	全般的に「取込」で統一されているので、ここも「取込」に。ただし、「取組」で統一される方が読みやすい。	「取組」に表現を統一する。
59	環境情報開示、環境コミュニケーションの状況	中段「記載することが望ましいと考えられる情報」	「実施した効果やコミュニケーションをどのように活用しているかなどの記載」を追加。	ご指摘を踏まえ解説を修文する。
60		中段「記載することが望ましいと考えられる情報」の「イ」「オ」「キ」	解説の中で例示すべき。「ア」の一例であるため。	ご指摘を踏まえ修文する。

## 環境報告書ガイドライン2003年度版(案)に対する意見の概要及び意見に対する対応の考え方

番号	項目	指摘箇所	意見	対応の考え方
61		下から14行目 「オ・利害関係者からの問い合わせの状況」	「オ・利害関係者からの問い合わせの状況の例とそれへのコメント、対応状況」に修正。	問い合わせ全てに対して、それへのコメントや対応状況を記載することは難しいと考えられるため、解説の中で言及することとする。
62	環境に関する規制の遵守状況	上から4行目 「記載することが望ましいと考えられる情報」の「ア」「イ」「エ」「オ」「カ」「キ」	「すべき」情報ではないのか。ガイドラインではなく作成基準に盛り込んで欲しい。	ガイドラインでは、記載することが望ましいと考えられる情報を幅広く取り上げているものであり、どのような情報を開示するかは、事業者の自主的な判断に委ねている。
63		上から4行目 「記載することが望ましいと考えられる情報」の「ク」「ケ」	「キ」に含める。	ご指摘を踏まえ修文する。
64		上から1/3 「重要な法規制違反、基準超過等につき規制当局から指導、勧告、命令、処分を受けた場合等には、」	「法規制等における重大な違反につき、規制当局から命令、処分を受けた場合等には、」に修正すべき。規制当局による指導は、数も多く、規制より高度な取組を指導する場合もある。重大な違反で、命令や処分に至った場合に限定すべき。	指導及び勧告は、重要な法規制違反及び基準超過等についてのものとしている。ご指摘のような高度な取組に対する指導は含んでいない。
65	環境に関する社会貢献活動の状況	下から3行目 「環境に関する社会貢献～」	直接関係ある分野の社会貢献もありうるのではないか。どうしたケースは社会貢献として記載するのが望ましくないのかの解説を必要。	ご指摘を踏まえ修文する。

## 環境報告書ガイドライン2003年度版(案)に対する意見の概要及び意見に対する対応の考え方

番号	項目	指摘箇所	意見	対応の考え方
66		下から14行目 「4) 事業活動に伴う環境負荷」	生物多様性に関する項目の追加すべき。GRIガイドラインで記載を求められているように日本企業にも記載が求められる項目である。	に新たに「ケ」として項目を追加するとともに、解説で補足する。
67	総エネルギー投入量及びその低減対策	下から一行目 「石油代替エネルギーである太陽光発電、風力発電等による再生可能エネルギー、バイオマスエネルギー等を含む新エネルギー」	「石油代替エネルギーである太陽光発電、風力発電、バイオマス発電等を含む新エネルギー」について、例示はすべて「新エネルギー」であり、かつ「再生可能エネルギー」である。	ご指摘の趣旨を踏まえ修文する。
68			「原子力エネルギー」を追加すべき。石油代替のうち、最も効果が大きいのは原子力であるため。	「石油代替エネルギー」という表現を削除し、ここでは再生可能エネルギー及び新エネルギーに限定することとする。
69		総エネルギー投入量及びその低減対策	電気の単位はkWhも可とせず、単位の統一のため」単位のみとすべき。	ご指摘を踏まえ修文する。
70			電気の熱量換算は、供給端の9,830kJを使用と推察するが、需要端(受電端)とすべき。	「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン - 2002年度版 - 」と整合させており、9,830(kJ/kWh)を用いることとした。
71		購入蒸気を加えるべき。	「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン - 2002年度版 - 」と整合させている。	
72		過去に遡る場合の換算係数は、エネルギーは資源エネルギー庁の定める「エネルギー源別発熱量表」を使用することを記載すべき。	ご指摘を踏まえ修文する。	

## 環境報告書ガイドライン2003年度版(案)に対する意見の概要及び意見に対する対応の考え方

番号	項目	指摘箇所	意見	対応の考え方
73	総物質投入量及びその低減対策	上から3行目～17行目「総エネルギー投入量は～求めた値を用います。」	電気及び各燃料等の使用量はそれぞれ電源別に電力とガス、石油を分けて記載し、電源の種類を考慮せず省エネ法の換算係数による換算を求める部分は抹消すべき。また、コジェネレーションシステムなどの化石燃料系分散電源は消費地で窒素酸化物を排出するのであり、この辺りも記載すべき。	総エネルギー投入量の内訳として、電気、燃料の内訳を記すこととしている。換算は、全体の投入量を算出するためのものである。窒素酸化物の排出については、に含まれる。
74		上から14行目～17行目「キロワット時(kwh)～用います。」	この部分を削除すべき。省エネ法は「脱石油法」としての性格を持ち、火力発電所の熱効率のみに基づき評価することでは主旨を取り違える。	「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン-2002年度版-」と整合させており、換算は、全体の投入量を算出するためのものである。
75		枠内「更新性のものへ」	「再生可能なものへ」と修正すべき。	ご指摘の通り修文する。
76		下から2行目「エ」	循環資源投入量、循環資源利用率の記載は事業者の判断に委ねるべき。循環資源投入率は、極端に低い業種が存在するため。	本ガイドラインでは、基本的にどの情報を記載するかは事業者が判断すべきものとしている。循環型資源投入量等が極端に低い業種であっても、循環資源利用に対する取組を記載すべきと考える。
77		1行目「消費する資源(容器包装のための資材を除く)の量」	紛らわしい表現なので、工夫すべき(容器包装資材を「ア」に含めるのであれば、アにそのように記載すべき)。	ご指摘を踏まえ修文する。
78		上から8行目「天然資源採取量は、18.3億トン」「再生利用されている資源は約2.3億トン」	「天然資源等投入量は、約19.1億トン」等の箇所について、循環型社会形成推進基本計画と整合、他にも計画との整合が図られていない数値及び表現がある。	ご指摘の通り修文する。

## 環境報告書ガイドライン2003年度版(案)に対する意見の概要及び意見に対する対応の考え方

番号	項目	指摘箇所	意見	対応の考え方
79	水資源投入量及びその低減対策	下から15行目 「内訳には、金属～記載します」	物質内訳（金属、プラスチック、ゴム等の資源の種類別の量及び割合）の選定は事業者の判断に委ねるべき。把握には多大な労力がかかるし、業種によってウェイトの高い物質は異なるため。	本ガイドラインでは、基本的にどの情報を、どのように記載するかは事業者が判断すべきものとしている。限りある天然資源の再生利用の促進のためにも、自社が投入している資源の量の把握は必要であると考え
80		水資源投入量及びその低減対策	海水についても記述すべき。	ご指摘を踏まえて修文する。
81			循環利用の定義を明確にすべき。	現行の表現で、循環利用の定義はなされていると考える。
82	温室効果ガス等の大気への排出量及びその低減対策	温室効果ガス等の大気への排出量及びその低減対策	過去に遡る場合の換算係数は、CO2は温暖化対策法施行令第3条の別表を使用することを記載すべき。	ご指摘を踏まえて修文する。
83		上から10行目 「解説」	解説に温室効果ガスの算定方法の説明文を追加すべき、具体的には「環境パフォーマンス指標ガイドライン」P28の「算定に当たっての留意点（イ）及び（ウ）」を挿入。または報告書ガイドライン2000年版P41「温室効果ガス排出量及びその低減対策のウ及びエ」を挿入。	ご指摘を踏まえ修文する。
84		下から7行目 「共同実施（JI）～CDM」	将来的な含みを残しておくべき。	これらについては、別記することとしており、否定的に取り扱っているものではない。全体の排出量から、当該の削減分を差し引きし、これを全体の排出量として記載しないこととしているが、趣旨がわかにくいと思われるので、誤解の無いよう修文する。
85	化学物質の排出量・移動量及びその管理の状況	下から1行目 「kg等、適当な単位で」	PRTTRの単位は「トン」とし、環境パフォーマンス指標ガイドラインと整合をとるべき。	ご指摘を踏まえ修文する。

## 環境報告書ガイドライン2003年度版(案)に対する意見の概要及び意見に対する対応の考え方

番号	項目	指摘箇所	意見	対応の考え方
86		上から2行目 「PRTR制度の～ 集計して」	「個々の対象物質について排出量と移動量を公表し、 その中で重点的に取り組んでいる対策について説明す る」に修正すべき。単純な合計であれば誤解を招くた め。	ご指摘を踏まえ修文する。
87	総製品生産 量又は総商品 販売量	中段「「工、環 境ラベル認定等 製品の生産量又 は販売量」	「環境配慮型商品の生産量又は販売量」に修正すべ き。あえて「環境ラベル認定等製品」と限定する意図 が不明。	環境ラベル認定等製品との表現に環境配慮型製品の意 味が含まれているが、注記で補足する。
88	21総排水量及 びその低減対 策	下から1行目 「トン(t)単 位」	総排水量の単位は「立方メートル」とし、環境パ フォーマンス指標ガイドラインと整合をとるべき。	ご指摘の通り修文する。
89	23グリーン購 入の状況及び その推進方策	上から12行目 「記載すること が望ましいと考 えられる情報」	「グリーン購入の割合」の追加。	割合は「グリーン購入の状況」に含まれると考える が、ご指摘の趣旨を踏まえ解説に記述を追加する。
90	24製品・サー ビスのライフ サイクルでの 環境負荷の状 況及びその低 減対策	下から6行目 「記載すること が望ましいと考 えられる情報」	「製品の使用に伴うCO2排出係数」を追加すべき。製 品の使用に伴うCO2排出量を使用者が実際に把握する ため。	「エ」及び「カ」に含まれていますが、個別の製品毎 に排出係数を記載することは難しいと考えられますの で、主要製品として補足的に記述します。
91		下から7行目 「記載すること が望ましいと考 えられる情報」 の「ア」	「それによる環境保全効果」を追加。読み手にはどの ような環境改善がどれくらい期待されるのかイメージ しにくいので。みなし効果でもよいので書いてほし い。	ご指摘を踏まえ修文する。
92		下から1行目 「エネルギー消 費効率」	説明を記述すべき。	説明を追加する。

## 環境報告書ガイドライン2003年度版(案)に対する意見の概要及び意見に対する対応の考え方

番号	項目	指摘箇所	意見	対応の考え方
93	25社会的取組の状況	上から6行目 「解説」	サービス産業のセクター別内容を充実させてほしい。環境会計ではセクター別の検討もしているので、その成果も活用したセクター別ガイドラインを検討していただきたい。	ご指摘を踏まえ解説の記述を追加する。
94		上から9行目 「これらの情報は環境報告書に～」	これらの情報を記載する必要性、あるいは記載する意義等を解説に追加。	ご指摘を踏まえ解説の記述を追加する。
95		上から11行目 「記載することが望ましいと考えられる情報」の「ウ」	「欧米における取組」を追加すべき。“発展途上国における取組”だけが記載されているのは不自然。	ご指摘を踏まえ修文する。
96		上から11行目 「記載することが望ましいと考えられる情報」	他のガイドライン指標を転用し、十分な議論がなされなかったか疑わしい事項があり、かえって利用者の誤解を与えるリスクがある(例、正社員全体の男女別割合 この情報の前提としての「男女差別のない人事評価方針・制度」の存在が重要ではないか)。また、各情報について、なぜ必要かの理由は付記すべき。	ご指摘を踏まえ解説の記述を追加する。
97		上から1行目 「環境関連以外の情報開示、社会的コミュニケーションの状況」	単独で成り立つ項目とする。	「ウ」に含まれるのは誤りであるため、独立の項目とする。